

相談センターだより

平成 30 年 8 月号 (第 79 号)

154-0023 東京都世田谷区若林 4 丁目 14 番 29 号

NPO 法人いきいきライフ相談センター

TEL : 090-5203-3501

E メール : ozawa007a@yahoo.ne.jp

メインテーマ 公的年金からの特別徴収について

◎ 公的年金からの特別徴収とは

皆さん、公的年金から社会保険料などが天引きされていることをご存知ですか？

具体的には、65 歳以上の高齢者の社会保険料及び住民税は、公的年金から天引きという方法で賦課・徴収されています。これを特別徴収といいます。

◎ 特別徴収開始の経緯は

特別徴収は、2000 年に導入された介護保険から導入され、その後、2008 年 4 月から開始された 75 歳から適用される後期高齢者医療保険にも介護保険と同様の基準で導入、同年 10 月からは 65 歳以上 75 歳未満の国民健康保険にも導入されました。

さらに、2009 年 4 月からは、個人住民税にも導入されたので、現在、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び住民税が、特別徴収の対象になっています。

これらのうち介護保険料及び住民税は、原則として強制適用となりますが、国民保険料及び後期高齢者医療保険料については、本人が申請することによって口座振込等が認められています。

◎ 年金受給者は全員が特別徴収されるのか

特別徴収が実施されるのは、原則として、年金額が 18 万円(月額 1.5 万円)以上ある年金受給者に限られます。よって、年金額が 18 万円未満の年金受給者は、特別徴収されず、普通徴収となります。

ただし、年金額が 18 万円以上であっても、次に該当する場合は、普通徴収となります。

- 1 「特別徴収の対象となる年金」を複数受給しており、その合計額で 18 万円以上となるが、1 つの年金では 18 万円未満の場合
- 2 1 回の年金支給の際に特別徴収する介護保険料と国民健康保険料、介護保険料と後期高齢者医療保険料のそれぞれの合算額が、1 回当たりの年金支給額の 1/2 を超える場合
(この場合、介護保険料は特別徴収、後期高齢者医療

保険料は普通徴収となります。)

- 3 災害等による保険料徴収の猶予及び減免等が行われ、特別徴収が困難な場合
- 4 年金を担保に供している場合及び年度途中で年金を担保に供した場合
- 5 受給している年金が特別徴収の対象とならない年金の場合 (老齢福祉年金、恩給、寡婦年金等)
- 6 介護保険料が特別徴収されていない場合

※ 新たに 75 歳になった方など、年度の途中で資格を得た方は、特別徴収の資格に該当していても、資格取得日から一定期間は特別徴収とはなりません。

◎ 特別徴収の対象となる年金は

特別徴収は以下の優先順位に基づき、優先順位の上位の年金から徴収されます。

1 年金保険者による優先順位

- ① 日本年金機構
- ② 国家公務員共済組合連合会
- ③ 日本私学振興・共済事業団
- ④ 地方公務員共済組合連合会

2 年金種別による優先順位

老齢・退職年金、障害年金及び遺族年金を対象としています。ただし、個人住民税は老齢・退職年金のみが対象です。

① 日本年金機構が支給する年金の優先順位

- (1) 老齢基礎年金
- (2) 国民年金老齢・通算老齢年金
- (3) 厚生年金老齢・通算老齢・特例老齢年金
- (4) 船員保険老齢・通算老齢年金
- (5) 退職・減額退職・通算退職年金 (三共済)
- (6) 障害基礎年金
- (7) 障害厚生年金
- (8) 船員保険職務上障害年金
- (9) 国民年金障害年金
- (10) 厚生年金障害年金

- (11) 船員保険障害年金
- (12) 障害共済年金(三共済)
- (13) 障害年金(三共済)
- (14) 遺族基礎年金
- (15) 遺族厚生年金
- (16) 船員保険職務上遺族年金
- (17) 厚生年金遺族・寡婦・通算遺族年金
- (18) 船員保険遺族年金
- (19) 遺族共済年金(三共済)
- (20) 遺族・通算遺族年金(三共済)

よって、老齢年金を受給する自衛隊OBの場合は、原則として日本年金機構が支給する老齢基礎年金から特別徴収されることになり、国家公務員共済組合連合会から支給される老齢年金からは徴収されません。

◎ なぜ年金額 18万円以上が対象となったのか

特別徴収制度検討の段階での基準額は、効率的な収納面と年金の趣旨(老後の生活費の一助)を考慮して36万円(月額3万円)とし、特別徴収の対象者は、年金受給者の約70%と見積もられていました。

しかしながら、徴収する保険者側としては、効率的な徴収を行うために(被保険者から確実に保険料を徴収する)、基準額を引き下げたいとの思惑があり、一方で、受給者側のことを考えると特別徴収した後も、ある程度の額が年金として残っている水準が要求されます。

よって両者を勘案して、年金受給者の約8割が特別徴収対象者となる基準額として、18万円に決定されたといわれています。

◎ 夫婦二人暮らしの年金生活者からの特別徴収は

65歳以上の夫婦二人暮らしの場合、

- ・前提: 夫は自衛官退職後、再就職し65歳から年金生活、妻は結婚後、専業主婦であった。

このケースの場合の特別徴収は、

- ・夫: 日本年金機構が支給する老齢基礎年金から、介護保険料、住民税及び国民健康保険料(後期高齢者医療保険料)が特別徴収されます。

ただし、国民健康保険料(後期高齢者医療保険料)については、申請すると口座振込等とすることができます。

- ・妻: 日本年金機構が支給する老齢基礎年金から、介護保険料及び後期高齢者医療保険料が特別徴収されます。

ただし、後期高齢者医療保険料については、口座振込とすることができます。また、口座振込として夫が保険料を支払った場合は、夫の社会保険料控除としてカウントされますので夫の税金等が少なくなることがあります。

次回のメインテーマ

政府が、今国会(第196回通常国会)の最重要課題と位置付けていた働き方改革関連法が、

6月29日の参院本会議で自民、公明両党と日本維新の会、希望の党などの賛成多数で可決、成立しました。次回のメインテーマは、この働き方改革関連法案の内容について確認します。

9月のセミナー

○ 9月のセミナーは、

- ・日時: 9月20日(木) 15:00~16:30
- ・場所: 援護協会6F会議室
- ・講師: 柴田幹雄氏(元陸自中央即応集団司令官、陸将)による「わが国周辺の軍事情勢」に関する講話を実施します。

現職自衛官が直面している国際軍事情勢、現在の自衛隊の状況等について興味深い話題を提供してくれるものと期待しています。

○ 10月のセミナー予定

- ・日時: 10月25日(木) 16:00~17:30
(時間がいつもより1時間遅くなります)
- ・場所: 援護協会6F会議室
- ・講師: 辻川牧子女史(和楽舎代表(先人の知恵を今に活かす会)による講演
- ・演題: 「人間関係の知恵(和のころから)」

なお、10月のセミナー終了後、17時30分から「いきいきライフメンバーの交流会(簡単な茶話会)」を行う予定です。(参加費: 500円程度)